

付審判請求書

令和4年9月30日

東京地方裁判所 御中

請求人代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

下記被疑者らに対する公務員職権濫用、特別公務員職権濫用、特別公務員暴行陵虐被疑事件（令和4年検第22941号～第22943号）について、請求人が令和3年12月21日付けで告訴したところ、東京地方検察庁検察官北嶋小枝検事は、令和4年9月26日付けで、公訴を提起しない旨の不起訴処分をなし、その旨を同月28日に処分通知書を請求人に送達して告知した。

しかし、請求人は、その処分に不服があるので、刑事訴訟法第262条により下記被疑事件を裁判所の審判に付することを請求する。

第一 当事者の表示

〒 -	請求人	木 原 功 仁 哉
〒604-0093	京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階（送達場所） 電話 075-211-3828 FAX 075-211-4810 請求人代理人弁護士	南 出 喜 久 治
〒100-8920	東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所民事第2部気付 被疑者	春 名 茂
〒100-8920	上記同所 被疑者	横 井 靖 世
〒100-8920	上記同所 被疑者	下 道 良 太

第二 被疑事実

被疑者春名茂、同横井靖世及び同下道良太（以下「被疑者ら」といふ。）は、東京地

方裁判所民事第 2 部に配属された裁判官であり、同庁令和 3 年（行ウ）第 301 号武漢ウイルス感染症指定取消等請求事件（以下「本件事件」といふ。）を審理する合議体を構成してゐたものであるが、同年 10 月 12 日午後 1 時 30 分に同庁第 703 号法廷で開廷された同事件の第 1 回口頭弁論期日において、請求人が同事件の原告ら訴訟代理人として、予め同合議体に提出しその陳述する機会を与へられてゐた別紙意見陳述書に基づいて朗読しようとした際、別紙意見陳述書のうち下線を施した部分（以下「検閲部分」といふ。）を陳述することを禁じたので、請求人がその理由の説明を求めたが、裁判長である被疑者春名茂は合理的な理由を述べなかつたことから検閲部分の陳述を始めたところ、被疑者春名茂は、被疑者らと合議の上、突如として請求人に対し退廷命令を宣告し、警備職員 4 名に命じて同人の両手両足を抱へ込んで担ぎ上げ、強制的に身体を拘束し、法廷外へ連れ去つて投げ出され、よつて、被疑者らは、合議に基づく共謀の上、違憲の検閲行為を行ふために、その職権を濫用して請求人に退廷命令を發出して警備職員に命じて逮捕し暴行させたものである。

第三 罪名及び罰条

前記第二は、公務員職権濫用罪（刑法第 193 条）、特別公務員職権濫用罪（刑法第 194 条）及び特別公務員暴行陵虐罪（刑法第 195 条）に該当し、いづれも観念的競合の関係にある。

第四 事情

- 一 本件事件は、添付の訴状のとほりの事件である。
- 二 なほ、被疑者春名茂は、本件犯行時は東京地裁部統括判事であり民事第 2 部の裁判長であつたが、令和 4 年 9 月 1 日から法務省訟務局長となつてゐる。
- 三 1 令和 3 年 7 月 30 日に提訴された本件事件は、同年 10 月 12 日（火）午後 1 時 30 分に東京地方裁判所第 703 号法廷で第 1 回口頭弁論が開かれた。
 - 2 この日は、本件事件の主任の原告ら訴訟代理人である請求人木原功仁哉弁護士（以下「請求人」といふ。）が、冒頭で意見陳述することになつてをり、この訴訟を中心とした政治運動の広がりの中で、請求人が 10 月 19 日告示、31 日投開票の衆議院議員総選挙に、兵庫県第 1 区（神戸市東灘区、灘区、中央区）から無所属で立候補することも盛り込んだ内容の意見陳述書を朗読することになつてゐた。
 - 3 ところが、その前日の午前 10 時 40 分ころに、東京地裁民事第 2 部の被告訴人被疑者横井靖世裁判官（以下「横井裁判官」といふ。）から本件事件の原告ら訴訟代理人であり、送達場所となつてゐる南出喜久治弁護士（以下「南出弁護士」といふ。）の事務所に電話があり、12 日のことで話があるとのことであつた。そして、

南出弁護士が午後に電話をしたところ、すでに 10 月 5 日に請求人が作成して裁判所に提出してみた意見陳述書のうち、請求人が衆議院議員総選挙に立候補することを記述した部分（検閲部分）を削除して陳述してほしいといふのが合議体の見解であると言ってきた。

4 横井裁判官は、これは選挙の事前運動の疑ひがあると言つたが、これは事前運動ではないことが明らかであり、南出弁護士はその説明をした。これは選挙運動、つまり投票を求める行為ではなく、立候補することの声明に過ぎない。もし、これが許されないのであれば、立候補予定者が立候補を声明したことをメディアが報道することも事前運動に加担したことになつてしまふのである。

5 南出弁護士がその説明をすると、横井裁判官は納得したものの、今度は、立候補と本件訴訟とは関係がないからだと言をすり替へてきた。しかし、もし、原告ら訴訟代理人の請求人が衆議院議員総選挙に立候補することが本件訴訟とは関係がないといふのであれば、意見陳述書には、ワクチンを中止するか否かが全く争点となつてゐない自民党総裁選のことや、その候補者に対して公開質問状を出し、野田聖子がワクチン禍として不妊の危険がないとは言ひ切らなかつたことなども書いてみたのであつて、このやうなことは、請求人の立候補以上に本件訴訟とは全く関係がないことになる。

6 ところが、横井裁判官は、自民党総裁選などの記述の削除は求めずに、請求人の立候補声明のことだけを狙ひ撃ちにして削除を求めてきたのである。従つて、被疑者らの削除指示は、意図的な選挙干渉であり、司法の政治的中立性を放棄した意味において極めて違法かつ矛盾した行為であることが明らかであつた。

7 特に、本件事件は、露骨な報道統制によつて、この提訴報道が全く為されてゐないことから、訴訟の当事者や支援者らが、訴訟だけではなく、社会運動や政治運動などと連動して取り組むこととなり、この訴訟は、その中心に位置づけられるもので、提訴した代理人の請求人の立候補は密接不可分な関係にあると説明したのである。

8 そして、この文書は、すでにネット上で公開されてゐるので、もし、これを削除して陳述すれば、裁判所が検閲したことや、原告ら訴訟代理人の南出弁護士及び請求人がそれに屈したことの不名誉が明らかになつてしまふが、それでもよいのか、と南出弁護士は横井裁判官を諭すと、これについても、横井裁判官は反論しなかつたのである。

四 1 一般に、訴訟では、当事者がその訴訟とは関係のない余事記載のある準備書面を提出しても、裁判所は、裁判に関係がないとしてその削除を求めることはない。その内容が公序良俗に反するものであるとか、その記載自体が脅迫や名誉毀損などの犯罪を構成することなど、自づから制約される場合は削除を求められても当然であるが、それ以外のことについては当事者主義、弁論主義として、当事者の判断に委

ねられてゐるのである。

- 2 そして、このやうな意見陳述書は、口頭弁論調書には添付されるものの、裁判で認否・反論が必要となる主張書面としては取り扱はれず、これを改めて証拠として提出しない限りは、証拠としても扱はれないものなのである。
- 3 そして、この意見陳述書は、裁判所の要請によつて事前に文書を送付してゐるので、その一部を削除せよといふのは、占領憲法第 21 条第 2 項前段が禁止する検閲に当たり、裁判所が憲法違反の検閲をすることは到底許されるものではない、と南出弁護士は強く抗議した。
- 4 すると、横井裁判官は、それでは、もう一度合議体で再度協議して連絡するといふことであつた。そして、再び連絡があつたが、裁判所の方針としては、どうしても削除してほしいので、削除しないままで陳述するのであれば、裁判所の訴訟指揮権を行使して退廷命令を出すことになりうると言はれた。
- 5 そもそも、訴訟指揮権といふものは、こんな場面で行使される性質のものではない。また、裁判所法第 71 条で、法廷の秩序維持のための措置として、退廷を命ずることはできるが、仮に、立候補声明が余事記載であつたとしても、それは数秒間の時間で朗読し終はるもので、それによつて法廷の秩序を混乱させ裁判所の職務の執行を妨げたとして、退廷を命ずる事由に該当する筈がない。
- 6 被疑者らの要求は、明らかに検閲による削除命令である。法廷の秩序維持のためになされる退廷命令を、検閲を正当化して強行することに利用するのは、権限の濫用であり、違憲かつ違法な行為なのである。しかし、これほどまでに被疑者らが、検閲に固執する理由はどこにあるのか不明であるが、被疑者らが本気でそのやうな強硬措置を執らうとしてゐると判断されたことから、南出弁護士と請求人とは、その対応策を協議することになった。
- 7 そして、その結果、裁判所がこのやうな行為を強行することは、刑法第 193 条の公務員職権濫用罪（公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。）に該当し、もし、身体を拘束して退廷させた場合は、刑法第 194 条の特別公務員職権濫用罪（裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。）に該当する犯罪行為であるので、正当かつ納得のできる説明がなされない限り、その指示に任意に従つて自発的に退廷することは、違憲かつ違法行為を自ら容認することになるので応じられないとの結論に達した。
- 8 また、この裁判所の行為の理不尽さを、支援のために傍聴してくれる人に知らせて目撃証人になつてもらふためにも、違憲・違法な退廷命令に対して任意に応ずることを避け、強制力が行使される現実を見てもらふ方針にすることを決めた。
- 9 そして、請求人は、意見陳述において、正当な理由を告知しない削除命令に応ぜ

ずに堂々と陳述しやうとしたら、春名裁判長が怒号で退廷命令を発令し、強制的に請求人の身体を拘束させて退廷させたのである。

五 1 呼びかけに応じてくれた多くの支援者らが東京地裁に集まり、我々の行動表現であるマスク不着用に賛同した人達が長蛇の列を作ったが、傍聴席の抽選はされずに先着順で 26 席の傍聴席を埋め尽くしてくれた。

2 傍聴希望者は、裁判所の構内でも、703 号法廷のある 7 階でも多くのマスク不着用の人がゐた。鼻出しマスクの人を含めると 400 人以上は集まったとの報告を受けたが、裁判所入口での所持品検査でも、マスク不着用のことが原因で、何らトラブルも混乱も起こってゐない。

3 ところが、共同通信が配信したニュースでは、「数百人マスクせず混乱、東京地裁ワクチン訴訟で」として、

「新型コロナウイルスのワクチン特例承認差し止めを巡る訴訟の第 1 回口頭弁論が 12 日、東京地裁で開かれ、庁舎内に関係者とみられる数百人がマスクを着用せずに集団で入った。職員らは感染予防のため対応に追われ、混乱した。午後 1 時半の開廷に合わせ、裁判所の建物に入るための手荷物検査には長い行列ができた。1 階のロビーや弁論が開かれた法廷のある 7 階のフロアも、マスクをしない人であふれかえった。」

とし、あたかもマスク不着用で混乱したといふフェイクを垂れ流し、ワクチン訴訟の内容のことや、法廷での検閲と退廷命令などの事件については全く報道されなかったのであつて、わが国の報道統制と捏造報道の凄まじさは、いまや韓国以上である。

4 ところで、露骨な検閲をして違法な退廷命令まで出した被疑者の春名裁判長は、マスク着用の義務がなく任意であると法廷で発言した。我々は、この訴訟において、令和 3 年 8 月 30 日付け準備書面で、「マスクの着用義務がないことを確認する」旨の請求を追加してみたのであり、国は、答弁書でその法的義務があるかのやうに争つてゐる。にもかかはらず、裁判長は、マスク着用義務がないと明確に判断したのであるから、裁判所は判決を出す前に我々の請求を先取りして認容した訳である。

5 いづれにせよ、同調圧力によつて、言論が統制され洗脳される言論界と、検閲を横行させる司法に対して、一罰百戒の制裁をなすべきことが検察の使命であるとの自覚を持つて、本件を厳罰に処すべきである。

六 1 ところで、本件事件は、被告国が事実の認否を拒絶したことを被疑者らは容認して終結させ、令和 4 年 8 月 2 日に、抗告訴訟の請求をすべて却下し、国家賠償請求を棄却したが、その理由は、裁判所の判決の名に値しないものであるため控訴し、同判決が違憲、違法であることについては、同年 9 月 30 日付けで控訴理由書を提出して詳細に主張してゐる。

2 被疑者らは、請求人が刑事告訴も辞さない方針であることから、その意趣返しと

して、本件事件の審理を杜撰に行ひ、当事者主義、弁論主義、直接主義の原則を守らず、国民の関心が高く傍聴希望者が多数であるにもかかわらず、請求人らが口頭での詳細な弁論を求めても書面主義を徹底して、傍聴者からすれば、どのやうなことが争点になつてゐるのかが全く解らないままで、公開主義を完全には無視して審理を終結させたのであるから、その犯情は極めて悪質である。

3 本件犯行の第1回口頭弁論期日である令和3年10月12日の次の第2回口頭弁論期日を3か月先の令和4年1月13日と指定した。短期集中審理を要望しても被疑者らはこれを無視したのである。

4 そして、第2回口頭弁論期日においては、前回の第1回口頭弁論期日での検閲と退廷命令が違憲・違法であることを南出弁護士が被疑者らに嚴重抗議したが、検閲を行つたことの認識もなく、憲法尊重擁護義務の自覚が完全に劣化してをり、その悪質さには甚だしいものがあつた。

5 そして、第3回口頭弁論期日を3か月以上先の同年4月26日と指定し、これらのいづれの期日において請求人らによる弁論を実質的に行はせることなく、しかも、被告国に原告らの主張事実についての認否をさせないまま弁論を終結して判決に至つたのであつて、著しい職務怠慢による違法行為を繰り返した。このやうな対応は、請求人が本件告訴等を行つたことへの意趣返し以外の何者でもないのであつて、その違法行為の詳細については別添の控訴理由書で述べてゐるとほりである。

七1 また、東京地方検察庁が本件告訴を不起訴とした背景には、南出弁護士が、国が危険なワクチン接種を組織的に推奨して実施することが殺人罪、殺人未遂罪等に該当するとして、菅義偉内閣及び岸田文雄内閣の総理大臣、厚生労働大臣、経済産業省大臣らを代理告発したことに対して、東京地方検察庁（特捜部）は執拗に紋切り型の文言の文書により告発状等を何度も繰り返して返戻し、告発人が告発をする権利の行使を職権濫用によつて妨害する公務員職権濫用罪（刑法第193条）を繰り返してきたのであるから、本件告訴を不起訴とすることは、クリーン・ハンズの原則に明らかに違反してゐる。

2 そして、請求人と南出弁護士が、子供へのワクチン接種を思ひ留めさせるために接種会場を訪問してその要望を行つたことを建造物侵入罪であると逮捕、勾留、基礎された東京地方裁判所の刑事事件の弁護人となり、徹底してワクチンの危険性等を刑事事件において立証し無罪を勝ち取ることの弁護方針による別添の弁護人意見書（案）の内容を被告人らが全面的に支持して、事案の認識については完全に一致してゐたにもかかわらず、このやうな弁護方針で闘はれることを不都合であると考へてゐる者たちの策動によつて、請求人らは弁護人を解任された。

3 これに東京地方検察警察庁が関与したか否かは不明であるが、いづれにしても、ワクチン接種による大量殺人を繰り返す政府の組織的な犯罪を東京地方検察庁が完全に放置し黙認する一方で、子供にワクチン接種を行ふことを自重させるために平

穏な態様で説得するためには接種会場を訪れた行為を犯罪として立件するといふ、著しく偏頗な立件をしてゐる東京地方検察庁自体が大量殺人行為の幫助犯に他ならず、これもまたクリーン・ハンズの原則に明らかに悖るものであつて、本件不起訴処分もまた幫助犯として犯した行為に他ならないのである。

- 4 よつて、本件不起訴処分は、検察の自己弁護的、自己保身的な目的でなされた公訴権の不行使の濫用であつて、本件については起訴がなされるべきである。

第五 証拠資料

(資料番号)

- 1 本件事件の訴状（ただし、準備書面（2）で訂正した改訂版）
- 2 本件事件の原告ら準備書面（1）
- 3 本件事件の原告ら準備書面（2）
- 4 本件事件の原告ら準備書面（3）
- 5 本件事件の原告ら準備書面（4）
- 6 本件事件の被告答弁書
- 7 本件事件の被告準備書面（1）
- 8 本件事件の原告ら準備書面（5）
- 9 本件事件の原告ら準備書面（6）
- 10 本件事件の原告ら準備書面（7）
- 11 本件事件の原告ら準備書面（8）
- 12 本件事件の原告ら準備書面（9）
- 13 本件事件の原告ら準備書面（10）
- 14 本件事件の原告ら準備書面（11）
- 15 本件事件の原告ら準備書面（12）
- 16 本件事件の原告ら準備書面（13）
- 17 本件事件の被告準備書面（2）
- 18 本件事件の原告ら準備書面（14）
- 19 本件事件の原告ら準備書面（15）
- 20 本件事件の原告ら準備書面（16）
- 21 本件事件の被告準備書面（3）
- 22 本件事件の原告ら準備書面（17）
- 23 本件事件の原告ら準備書面（18）
- 24 本件事件の請求人の意見陳述書（請求人が裁判所に提出した書面の写し）
- 25 反訳書（現場録音）

- 2 6 陳述書 (〇〇〇〇)
- 2 7 診断書 (〇〇〇〇)
- 2 8 本件事件の判決
- 2 9 本件事件の控訴状
- 3 0 本件事件の控訴の趣旨変更申立書
- 3 1 本件事件の控訴理由書
- 3 2 告発状
- 3 3 東地特捜第 2119 号
- 3 4 告発状補充書
- 3 5 東地特捜第 2196 号
- 3 6 告発状補充書 (2)
- 3 7 東地特捜第 2255 号
- 3 8 告発受理請求書
- 3 9 東地特捜第 2338 号
- 4 0 告発受理請求書 (2)
- 4 1 東地特捜第 2530 号
- 4 2 告発受理請求書 (3)
- 4 3 東地特捜第 2676 号
- 4 4 告発受理請求書 (4)
- 4 5 東地特捜第 2830 号
- 4 6 告発受理請求書 (5)
- 4 7 東地特捜第 2961 号
- 4 8 告発受理請求書 (6)
- 4 9 弁護士意見書

第六 添付資料

- 一 証拠資料 1 ないし 49 の写し 各 1 通
- 二 付審判請求に関する委任状 1 通

(別紙) 意見陳述書 (資料 24 に同じ)

令和 3 年 (行ウ) 第 301 号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件

原告 大橋 眞 外 2 名

被告 国

意見陳述書

令和 3 年 10 月 5 日

東京地方裁判所民事第 2 部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 木原功仁哉

これまでに提出した主張書面に付加して、以下のとおり述べます。

1 ワクチン薬害を救済しない国の棄民政策

厚労省が令和 3 年 10 月 1 日に公表したワクチン副作用疑いのある死者は 1233 人に達していますが、国に報告されずに埋もれてしまっているケースや、医療機関から国に報告が上がっても国が「副作用疑いがない」と勝手に決めつけて揉み消しているケースが少なくないため、実際にはもっと多くの方が亡くなっていると思われる。

すでに私のもとにも、ワクチン接種後に亡くなった方のご遺族からの相談が続々と寄せられています。例えば、接種後 2 日後、自宅で倒れているのを発見された 50 代の男性は、顔が首を絞められたように真っ赤になり、全身に斑点ができた状態で亡くなっていました。解剖を行いましたが高熱と診断され、ワクチン接種との因果関係があるとは評価されなかったため、接種 2 日後に亡くなったにもかかわらず国からの救済を受けておりません。

そもそも、国は、ワクチン被害者を積極的に救済する気がありません。亡くなられた 1233 人のうち、これまでに救済された人は一人もいません。今年 5 月、接種 4 時間後に亡くなられた神戸市内の 73 歳の女性も同様です。

そうすると、遺族が救済を得るためには、国を相手取って裁判を戦わなければなりません。しかし、裁判には長い年月と高額のコストが必要です。しかも、ワクチンと死亡との因果関係が認められた裁判例は少なく、多くの遺族が救済を受けられずに泣き寝入りしてきたというのがこれまでのワクチン薬害裁判の歴史であり、今回のワクチンについても、まさに同じことが起きようとしているのです。

国は、ワクチン接種を積極的に推奨しておきながら、副作用が起きても救済しようとしなのは、まさに「棄民行為」であって、無惨至極と言うより外にありません。

2 ワクチン推進の「大政翼賛会」の出現

今や、国政政党もマス・メディアも、「ワクチン推進」一辺倒となっており、ワクチン推進の障害となるような薬害に関する情報はほとんど提供されていません。

国政政党は、与野党問わず製薬会社からの金を受け取っていますから、明確にワクチンに反対する議員は一人もいません。

マス・メディアは、スポンサーである製薬会社から金を受け取っていますから、ワクチン推進一辺倒の報道をします。そして、ワクチンに反対したり、ワクチンに懐疑的な見解は、黙殺されるか、「陰謀論者」「デマ」などと徹底的に批判されます。こうした情報統制の結果、多くの国民に「ワクチンは安全だ」と信じ込ませて接種がどんどん進み、ワクチン薬害が拡大するのです。

今や、国政政党もマス・メディアもワクチン利権まみれであり、ここに、ワクチン推進の「大政翼賛会」が出来上がってしまったのです。そして、この「大政翼賛会」は、国民がどれだけワクチン薬害で苦しもうともお構いなしで、来年には3回目、ひいては「定期接種」を計画しているのです。

3 ワクチン開発の目的

そもそも、ワクチン開発の目的がどこにあるのかを知らなければなりません。

マイクロソフト創業者のビル・ゲイツ氏が TED2010 会議において、「Innovating to zero!」との演題で講演した際、

(4:27) まずは人口です。現在、世界の人口は 68 億人です。90 億人程度まで増加します。しかし、新ワクチンや保健医療、生殖関連で十分な成果を納めれば、おそらく 10%から 15%抑えることができるかもしれません。しかし今は、増加率を 1.3 と見えています。

と、ワクチンにより人口を 10~15%削減できると発言し

(https://www.ted.com/talks/bill_gates/transcript?language=ja)、現に、ビル・ゲイツ氏は、モデルナ社とアストラゼネカ社などに多額の投資をしました。なお、上記発言は、現在に至るまで撤回されていません。

このように、製薬会社に対して多額の投資をしたビル・ゲイツ氏本人が、ワクチン普及の目的が人口削減にあることを認めているのに、「『ワクチンで不妊』はデマ」と言い切る河野太郎前ワクチン担当相は、何を根拠に言っているのでしょうか。国民が最も不安に感じている事柄に対して誠実に答えようとしないう河野氏は、政治家である前に人間としての良心を欠いていると言わざるを得ません。

4 ワクチンによる不妊症のリスクが否定できない

私たち弁護団は、令和 3 年 9 月に実施された自民党総裁選の告示に際し、4 人の候補者に対して、コロナ対策に関する公開質問状を提出しました。これに対し、野田聖子衆議院議員から回答があり、ワクチンで不妊症になるリスクがあるのかについて、「今回のワクチンの治験期間が短いため、正確な事実がつかめていない」と回答し（添付資料）、不妊症になるリスクを否定しませんでした。なお、当選した岸田文雄総裁からは全く回答がありませんでした。

5 日本再生のため、ワクチン接種の即時中止を求める

ビル・ゲイツ氏の発言や、野田議員の回答からしても、今回のワクチンが「人口削減ワクチン」「断種ワクチン」であることが明らかであり、これを全国民に推奨することは、私たちの民族の滅亡に繋がりがかねません。

私たちは、祖先が守り抜いた日本を次の世代に承継するためには、今こそ草莽崛起して戦わなければならないとの自覚のもと、この訴訟を徹底的に戦ってまいります。

また、訴訟だけではワクチン接種の即時中止を実現させることができないことから、私自身が、来るべき衆議院議員総選挙において、私の地元である神戸市東灘区を含む兵庫 1 区から立候補し、ワクチン利権まみれの「大政翼賛会」と戦います。そして、当選した暁には、「ワクチン中止」「予防政策から治療政策へ」の公約を必ずや実現させます。

6 結語

私は、日本再生のため、この訴訟と国政選挙を徹底的に戦い抜きますので、志ある方々は私と一緒に立ち上がってください。

添付資料

野田聖子事務所の回答メール（令和 3 年 9 月 22 日付け）